三笠市廃校舎利用者等募集要領

１．目的

三笠市立小中学校の閉校校舎等（「校舎、屋内体育館、グラウンド等」（以下「施設」という。）を有効活用し地域振興を図るため、広く一般から施設を利用する個人・団体等を募集する。

２．施設の概要

（１）旧三笠市立新幌内小学校

ア　所在地　　北海道三笠市唐松青山町

イ　建物概要　校舎（昭和54年築　鉄筋コンクリート造２階建）2591.67㎡、屋内体育館（昭和54年築鉄骨造一部２階建）756.63㎡　合計3348.30㎡

ウ　敷地面積　建物敷地、グラウンド敷地　合計33,780　㎡

エ　用途地域　第一種住居地域

（２）旧三笠市立幌内小学校

ア　所在地　　北海道三笠市幌内北星町

イ　建物概要　校舎（昭和57年築鉄筋コンクリート造）2565.63㎡、屋内体育館（昭和57年築鉄骨造）722.30㎡、クラブハウス119.62㎡　合計3407.55㎡

ウ　敷地面積　建物敷地、グラウンド敷地　合計25,183㎡　このほか、北海道費河川用地あり

エ　用途地域　第一種住居地域

３．応募資格

どなたでも応募できます。(法人、任意団体、個人を問いません。)

　　ただし、下記（１）～（５）に該当しないことを条件とします。

（１）次のいずれかの者、又は次のいずれかの者を役員に置いている団体、法人

　　　ア　公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する能力を有しない者

　　　イ　破産者で復権を得ない者

（２）破産手続開始の決定を受けた法人又は清算法人

（３）国税及び地方税を滞納している者

（４）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項（同項を準用する場合を含む）の規定により、一般競争入札の参加を制限されている者

（５）地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第１１項の規定により指定の取消しを受けたことがある者

４．施設利用者が行う利用計画の内容

施設の利用計画は、公序良俗に反しないもの、政治活動を伴わないもの、非宗教的なもので、市の振興及び活性化に資する下記の条件を原則すべて満たしていることとします。

（１）市の産業振興、又は福祉の向上に資する利用計画であること

（２）地域との調和や地域振興に資する利用計画であること

（３）継続性や雇用など波及効果のある利用計画であること

（４）その他、市の発展や住民サービスの向上に資する利用計画であること。

５．譲渡の条件

土地、建物の一括譲渡を原則としますが、利用計画の内容により、一部の譲渡も可とします。

６．提出書類

施設譲渡申込書のほか、必要に応じ、次の書類の提出を求める場合があります。

（１）申請資格を有していることを証する書類

　　ア　当該法人の登記簿謄本

　　イ　国税及び地方税の納税証明書

（２）施設で運営する事業等の実施計画書

　　ア　事業実施に係る基本方針

　　イ　当面の事業計画

　　ウ　人員体制について記載した書類

（３）当該団体の経営状況を説明する書類

　　ア　前事業年度の収支（損益）計算書等

　　イ　前事業年度の貸借対照表及び財産目録等

　　ウ　現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書等

（４）定款、寄附行為、その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類等

※　関係書類については、暴力団等を排除するため必要に応じ警察署等に照会することがあります。

（５）その他、市が必要と認める書類

７．選定方法及び選定基準

　　申請締切後、市は職員及び関係者等からなる選定委員会を設置し、書類審査及び面接等により下記選定基準に基づき施設利用候補者の選定を行い、地元説明会を開催し、選定した利用計画について地元に説明、協議します。その可否について申請者に通知いたします（別記様式第２号）。

（１）施設の運営が、上記第３項及び第４項に沿った利用を確保することができるものであること。

（２）施設利用計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。

（３）施設利用計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他能力を有するものであること。

（４）施設利用計画書の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

（５）前号に掲げるもののほか、施設の性質又は目的に応じて定める基準を満たすものであること。

８．譲渡契約等の締結

　　　市は、選定された施設利用候補者と双方協議の上、譲渡契約等を締結します。

９．応募にあたっての留意事項

（１）提出された応募書類の内容を変更、修正することはできません。

（２）応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

（３）提出された応募書類は返却いたしません。また、応募書類は公開する場合があります。

（４）申請後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

（５）応募に係る経費は、すべて応募者の負担とします。

１０．申込み・問合わせ

〒068-2192北海道三笠市幸町2番地

三笠市役所税務財政課財政係

℡01267-2-3186　FAX01267-2-7880

E-mail：[zaisei@city.mikasa.hokkaido.jp](mailto:zaisei@city.mikasa.hokkaido.jp)

施設譲渡申込書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用希望施設  （○をつける） | １．旧新幌内小学校　　　　２．旧幌内小学校 | | | |
| 利用計画施設  （○をつける） | １．校舎（全部・一部）　２．屋内体育館　　３．グラウンド等（全部・一部） | | | |
| 法人等名称 |  | | 設立年月日 | 年　　月　　日 |
| 代表者名  （申請者名） | 印 | | 電話番号 | (　　　)　　－ |
| FAX番号 | (　　　)　　－ |
| 法人等所在地  （住所） | （〒　　　－　　　　） | | | |
| E-MAIL |  | | | |
| 現在運営している施設（事業）等 | | 所　在　地 | | 事業開始年月日 |
|  | |  | | 年　　月　　日 |
|  | |  | | 年　　月　　日 |
| 事　業　計　画　（以下、別紙による提出可） | | | | |
| 施設の利用計画の概要 | | | | |
| 当該利用計画における地域や市への効果 | | | | |
| 施設で運営する事業等の具体的内容 | | | | |
| 施設の管理方法・管理体制 | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設利用開始（予定）年度から３箇年度における各年度の収支計画 | | | | | | | |
|  | 【収入の部】 | | | | （単位：千円） | |  |
|  | 項目（内訳） | 金額（平成　　年度） | 金額（平成　　年度） | | | 金額（平成　　年度） |  |
|  |  |  | | |  |
|  |  |  | | |  |
|  |  |  | | |  |
| 合計（ア） |  |  | | |  |
|  | 【支出の部】 | | | （単位：千円） | | |  |
|  | 項目（内訳） | 金額（平成　　年度） | 金額（平成　　年度） | | | 金額（平成　　年度） |  |
| 人件費  (常勤・臨時・嘱託社員等の給与、手当、福利厚生費等) |  |  | | |  |
| 事務費  (消耗品・印刷製本費・旅費等) |  |  | | |  |
| 施設管理費  (光熱水費・修繕費(軽易なもの)等) |  |  | | |  |
| 事業費  (事業運営に伴う経費全般) |  |  | | |  |
| その他 |  |  | | |  |
| 合計（イ） |  |  | | |  |
|  |  | | | | | |  |
|  | 収支(ア)－(イ) |  |  | | |  |  |
|  |  | | | | | |  |

注１：利用希望施設が複数の場合は、施設ごとに作成し提出すること。

　２：その他、利用計画書の説明に必要な書類を添付すること。